

意匠法の問題圏 第27回

——意匠の類似と類否判断⑤

京橋知財事務所 弁理士

(一社) 日本デザイン保護協会 意匠研究会 会員 梅澤 修

II. 現行意匠法の類否判断論の変遷

3. 裁判例の変遷

3) 総合判断と公知意匠参酌に関する裁判例

繰り返しになるが、侵害訴訟における類否判断の一般基準は、多少相違はあるが通説がほぼ確定している状況である。すなわち、最近では、知財高判令和3・2・16〔自動精算機2審〕令和2(ネ)10053が述べるように、「登録意匠とそれ以外の意匠とが類似であるか否かの判断は、需要者の視覚を通じて起こさせる美感に基づいて行われ（意匠法24条2項）、具体的には、意匠に係る物品の性質、用途、使用形態、公知意匠にはない新規な創作部分の有無等を参酌して、需要者の注意を惹きやすい部分を把握し、そのような部分において両意匠が共通するか否かを中心としつつ、全体としての美感が共通するか否かを検討すべきである。」というものである。また『意匠審査基準』（令和3年3月。以下、『基準』という。）Ⅲ部2章1節5頁以下は、類否判断について、まず両意匠の共通点差異点を認定し、「各共通点及び差異点における形状等に関し、…（1）その形状等を対比観察した場合に注意を引く部分か否かの認定及びその注意を引く程度の評価と、（2）先行意匠群との対比に基づく注意を引く程度の評価を行い」総合的に判断すると規定する。また、（1）の評価は①全体に「占める割合」と②「物品等の特性」からの評価である（『基準』同6頁）。そして、個別評価に基づき総合的に観察し、美感の類否を判断すると規定する（『基準』同9頁）。したがって、侵害系と出願系とにおける類否判断手法の相違は、先に「需要者の注意を惹きやすい部分を把握し」、共通点差異点を要部の観点から評価するか、先に共通点差異

点を認定し、「注意を引く部分か否か」を評価するかの相違があるが、判断内容は実質的に同一といえよう*¹。

歴史的にみると、平成18年意匠法改正で、意匠の類否判断は「需要者に起こさせる美感に基づいて行う」（意24条2項）と規定され、その後、知財高判平成18・7・18〔スポーツシャツ〕平成18(行ケ)1004以降は、流通過程における物品の混同を基準とする裁判例はなくなった。もともと、物品の混同を実質的基準としている裁判例はほとんどなかったのが実態であった*²。また、学説としても、意匠の類否判断基準は、美感の類似であり、物品の混同を基準とする必要はないというのが通説である*³。なお、最近の類否判断基準の通説に共通してみられる、①需要者の美感の類否が基準であり、②全体観察をするが、③物品特性と公知意匠等を参酌し要部（注意を引く部分）を把握して、④要部を中心に判断するとの考え方は、すでに現行昭和34年法の初期から論じられていたものである*⁴。

今回は、①全体観察の具体的な総合判断、及び、②要部認定の手法、特に公知意匠参酌の手法について、裁判例を検討する。

なお、原理的には、意匠の美感の類似性は、直感的な視覚的認識である。類否判断の基準や手法の論理は、直感的な美感について説明するためのものでしかなく、その論理を踏まえて検討した結果、美感の類否が現実的に直感できなければ意味がない。両意匠を初めて対比した場合、非類似と直感しても、その後、物品について理解し、公知意匠を調査し、「物品特性や公知意匠等」を参酌することで、起こさせる美感が変質して類似すると直感する場合は、両意